SME販路開拓促進支援事業

2026年度支援事業　募集要項

目次

1.重要説明事項・・・

1. 「重要説明事項」

SME販路開拓促進支援事業（以下「本事業」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願いいたします。

1. 本事業は一般社団法人日本みらい推進機構（以下「当法人」）が設立した支援事業となり一般企業が行う民間支援金です。

 国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご留意ください。採択された申請者に対して、支援金が支給されます。

2. 本支援金の支給を希望する企業（以下「支援対象企業」といいます。）は、電子申請により所定の申請手続きを行ってください。

 申請内容の審査後、採択が決定した支援対象企業には「決定通知書」が送付されます。決定通知書の発行をもって、本支援金の対象事業として正式に認められます。

3. 本事業には支援金支給の条件がございます。

 当法人では、本事業の内容および目的を十分に理解し、その必要性を検討したうえで、本事業の趣旨に沿った取組を実施する事業者を支援対象事業者とします。

 申請は、当法人が認定する認定支援パートナーから配付される所定の申請フォームおよび申請書を使用したものに限ります。

個人情報取り扱いと使用目的

・当法人に提出された支給申請企業（以下、「申請企業」）の個人情報については、当法人で保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

① 本事業の適正かつ円滑な実施に必要な連絡および確認
② 本事業の実施状況を把握するための調査
③ 本事業終了後の効果および実績を把握するための調査・確認
④ その他、本事業の遂行および適正な運営に必要な活動

・当法人は、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請企業の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

①当法人が、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合
②合併、会社分割、事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴い、個人情報が承継先に提供される場合
③個人情報を特定の者との間で共同利用する場合であって、共同利用する旨、共同利用する個人情報の項目、共同利用者の範囲、利用目的ならびに当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称を、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いている場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当法人所定の方法に基づき対応いたします。
具体的な方法については、個別にご案内します。
（下記受付窓口までお問い合わせください。）

住所：東京都中央区新川1丁目16-7 naoshiビル 3階
担当：SME販路開拓促進支援事業事務局
電話番号：03-4500-5376
E メールアドレス：nihon.mirai.suishinkiko@gmail.com

2. 支援事業の概要

本事業の目的

SME販路開拓促進支援事業は、中小企業・小規模事業者等が行う販路開拓、集客力向上、情報発信力強化および経営力向上に向けた取組を通じて、新たな顧客との接点創出、販売機会の拡大、事業基盤の強化および持続的な成長につなげることを目的とします。
本事業では、対象事業者が自社の商品・サービス、顧客層、市場環境および事業上の課題を整理したうえで、今後の事業展開に必要となる具体的な取組を明確にし、実施していくことを重視します。

対象となる取組には、デジタルメディアの企画・制作・運営、Webコンテンツや動画等を活用した情報発信、SEO・AIO等を考慮した情報発信基盤の整備、新規市場や顧客ニーズの調査、マーケティング戦略の策定、新規顧客接点の構築などを含みます。

事業実施後は、各取組の実施状況や成果を確認し、新規顧客の獲得、販売機会の拡大、情報発信力の向上、事業活動への活用状況等を把握します。これらの取組を通じて、事業者の継続的な販路拡大と事業成長、競争力の強化につなげることを目指します。

申請スケジュール

申請期間：令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日
支援対象期間：令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
支援対象期間 【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】1 年間

本事業の対象事業者

本事業は、販路開拓、集客力向上、情報発信力強化または経営力向上に取り組み、新たな顧客との接点創出、販売機会の拡大、事業基盤の強化および持続的な事業成長を目指す中小企業・小規模事業者等を対象とします。
対象となる事業者は、本事業の目的および趣旨を理解し、自社の商品・サービス、顧客層、市場環境、現在の事業状況および課題を整理したうえで、今後の事業展開に必要となる具体的な取組を実施するものとします。
また、実施する取組について、事業計画書等によりその目的、内容、実施方法、期待される効果等を明確にし、事業実施後の実績報告および成果確認に協力できる事業者を対象とします。

対象事業

デジタルメディア事業

・Webメディアの企画・制作・運営

・オウンドメディアの構築・運営

・Webコンテンツの企画・制作

・SEO・AIO等を考慮した情報発信基盤の整備

・AIを活用したコンテンツ制作・運営業務

動画・情報発信事業

・YouTube等の動画メディアの企画・制作・運営

・動画コンテンツの企画・制作

・ショート動画等の制作

・企業・商品・サービスに関する情報発信

販路開拓・マーケティング事業

・新規市場および顧客ニーズの調査

・競合調査

・マーケティング戦略の策定

・デジタルマーケティング施策

・新規顧客接点の構築

・販路開拓に必要となるコンテンツ等の制作

その他、本事業の目的に照らして運営主体が適当と認める事業を対象とする場合があります。

支援事業対象経費

本事業では、販路開拓、集客力向上、情報発信力強化または経営力向上を目的として実施する取組に必要となる経費を支援対象とします。

支援対象事業を実施するために必要となる経費のうち、運営主体が対象として認めたものを支援対象経費とします。

主な対象経費は、業務委託費、メディア企画・制作費、Webコンテンツ制作費、動画・画像等のコンテンツ制作費、マーケティング関連費、市場調査・分析費、SEO・AIO等の施策関連費、販路開拓に必要となる制作・運営費などです。

対象事業者は、実施する事業内容、対象市場・顧客層、実施方法、必要経費および見込まれる効果等を事業計画書に記載するものとします。

対象経費の認定にあたっては、契約書、請求書、事業実績、成果物その他必要な資料に基づき確認します。

なお、単なる企画・検討のみで完結する取組や、本事業の目的との関連性が確認できない経費については、支援対象外とします。

支援額

本事業は、新たな顧客層へのアプローチや取引機会の創出、新市場への展開に加え、情報発信力の強化やデジタルメディアの活用など、事業者が行う販路開拓および事業成長に向けた取組を対象とするものです。
対象事業者は、自社の商品・サービスの特性や現在の販売状況、市場環境、顧客層等を踏まえ、今後実施する事業内容、対象市場、実施方法および見込まれる効果を明確にしたうえで、具体的な事業計画書を提出するものとします。

支援金の額は、対象経費の5分の4以内とし、1事業者あたり3億円を上限とします。

審査にあたっては、事業内容の具体性や実行体制、対象経費の必要性および妥当性に加え、販路開拓、新規顧客との接点創出、情報発信力の強化、売上拡大その他の事業成長への効果等を総合的に確認し、当法人が定める基準に基づき支援金額を決定します。
なお、企画や検討のみで完結する取組、本事業の目的との関連性が確認できない取組については対象外とします。
採択後は、事業計画書に基づき事業を実施し、実施内容、進捗状況および得られた成果について、所定の方法により報告するものとします。

支援事業対象条件

本事業は、当法人が認定する認定支援パートナーによる支援、サポートおよび助言を受けながら実施するものとします。
認定支援パートナーは、対象事業者の事業内容や販売状況、市場環境、顧客層等を踏まえ、事業計画の整理、実施施策の具体化、進行状況の確認、実績報告等について必要なサポートを行います。
対象事業者は、認定支援パートナーと連携し、事業計画書に基づいて本事業を適切に実施するとともに、当法人が求める報告および確認に協力するものとします。

3. 申請について

申請について

・本事業による支援を行う際は認定支援パートナーでの実施に限ります。

認定支援パートナーとは

本事業を活用する対象事業者が、自社の商品・サービス、販売状況、市場環境および課題を整理し、販路開拓に向けた取組を適切かつ円滑に進められるよう伴走支援を行う、当法人が認定した事業者を指します。
認定支援パートナーは、対象事業者の事業内容や販売状況、顧客層、今後開拓を目指す市場等を踏まえ、販路開拓に必要な考え方や施策を整理し、各事業者の実情に応じた販売戦略や具体的な取組内容を明確にできるよう支援します。
また、本事業の趣旨および内容の説明、販路開拓に関する情報提供や相談対応をはじめ、事業計画書の策定に必要な整理、実施施策の具体化、申請その他の手続きに関する支援、採択後の進行状況の確認等を行います。
採択後は、事業計画書に基づく販路開拓施策の実施状況を確認するとともに、新規顧客の獲得、取引機会の創出、売上への効果等について整理し、必要に応じて改善や次の取組につながる支援を行います。
これらの支援を通じて、認定支援パートナーは、本事業の適正かつ円滑な運用を支えるとともに、対象事業者による継続的な販路拡大と事業成長を後押しする役割を担います。

審査基準について

本事業の審査基準は以下の通りとします。
・当法人の本事業についてご理解いただき、実施後の実績報告に協力いただける企業であること。
・申請書、事業計画書および見積書等の内容に整合性があること。

注意事項

(1)審査および支援金の支給について
本事業には審査があり、不採択となる場合があります。また、事業の遂行にあたっては自己負担が必要となり、支援金は後払い方式となります。なお、認定支援パートナーは事業実施計画書を事前に当法人へ提出するものとします。
(2) 当法人が求める情報の提供に関する協力
申請企業は、当法人が本事業の実施状況等を確認するために必要な資料および情報等を求めた場合、当法人が指定する期日までに提供することに同意した上で、本事業へ申請するものとします。なお、申請企業は、認定支援パートナーを通じて当該資料および情報等を当法人へ提供することができるものとします。

(3) 不正受給について

虚偽申請、架空取引、事実の隠蔽等による不正受給は、法的措置および支援金の返還請求等の対象となる場合があります。

本事業への申請にあたっては十分にご留意いただき、万一、不正な申請や受給を持ちかけられた場合には応じることなく、速やかに当法人までご報告ください。

申請者

申請者は、SME販路開拓促進支援事業に係る申請書に記載された代表者に限ります。

申請書類について

申請書類一式は、電子申請または郵送よりご提出ください。（持参は不可）

(1) 電子申請

・ 認定支援パートナーよりフォーム及び見積書、申請書を送付します。申請フォームの内容に沿って記入及び書類のアップロードをしてください。

・見積書、申請書の提出が必須となります。見積書は数量、単価、内訳内容まで記載したものをご提出してください。

(2) 郵送申請

・認定支援パートナーより見積書、申請書を送付します。

各書類の内容に沿って記入し、各書類のコピーをすべて同封し、下記宛先まで郵送してください。

・見積書、申請書の提出が必須となります。見積書は数量、単価、内訳内容まで記載したものをご提出してください。

住所：東京都中央区新川1丁目16-7 naoshiビル 3階

担当：SME販路開拓促進支援事業

電話番号：03-4500-5376

・申請手続き後、当法人で審査の上採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。

支給決定対象者には支給決定通知書を合わせてお送りいたします。

※不採択となった者にも申請方法に沿って電子メールにてご報告いたします。

※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

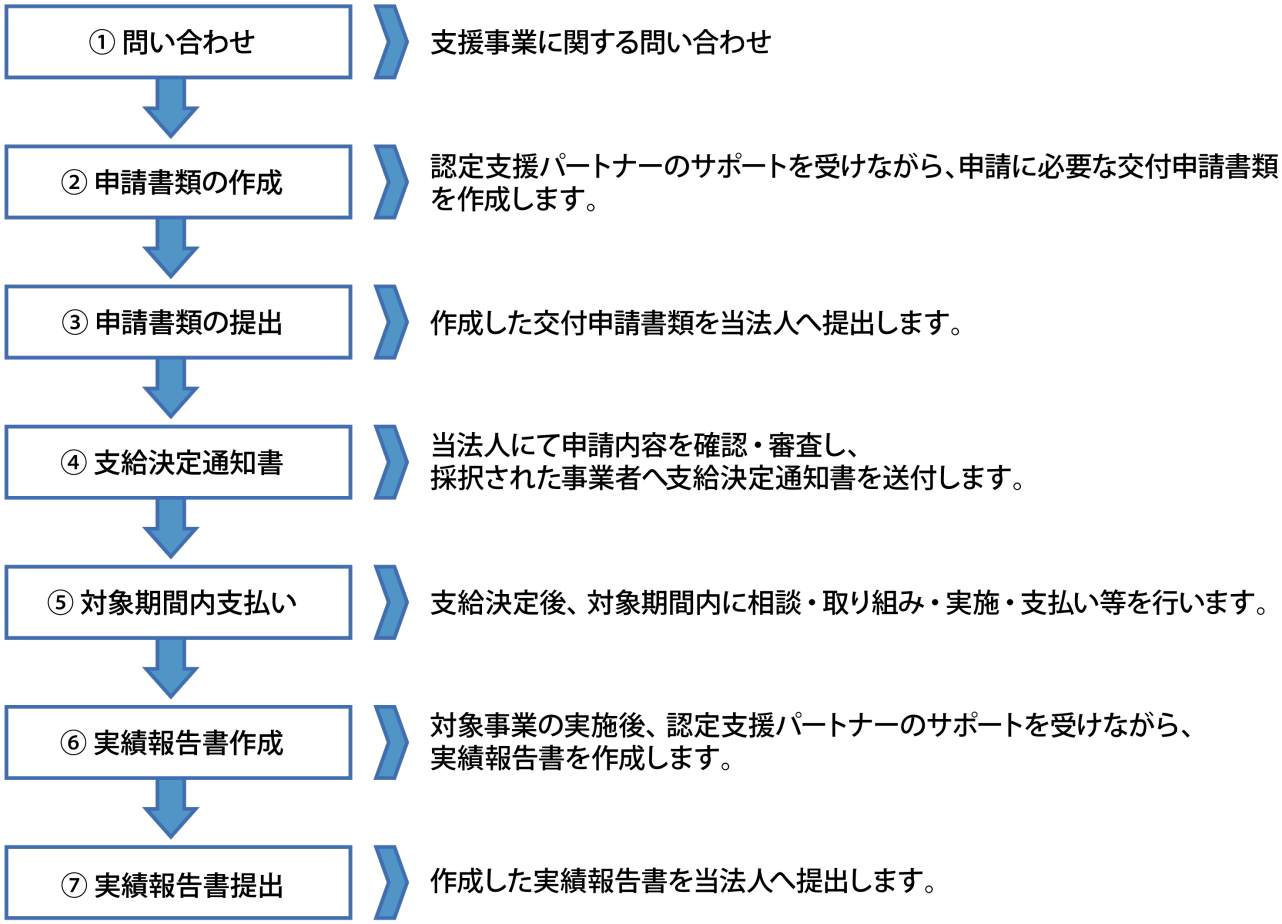
4. 申請から支援金支払いまでの流れ

本事業は、申請内容および支給決定通知書の内容に沿って実施してください。支援対象期間は翌月1日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本事業では、令和10年3月31日）とします。

（例）令和 8 年 10 月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和 8 年 11 月～令和 9 年 11月末日）

本事業をご利用いただく際は、まず認定支援パートナー「SME販路開拓促進支援事業」に関するお問い合わせをいただきます。その後、認定支援パートナーのサポートのもと、申請から実績報告、支援金の支給、事業実施後の効果報告まで進めていただきます。



支援金対応期間：2026 年 10 月 1 日 ～ 2028年 3 月 31 日

※支援対象となる契約、取得、実施、支払い等を実施すべき期間：1年間

又、対象企業への支給日に関して原則実施後約３カ月程度にて当法人より支給するものとします。

※申請状況により、支給日が前後する場合がございます。

5. 各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請企業の負担になります。
申請書類を提出する者及び連絡担当者は、原則として申請書に記載された代表者に限ります。
提出された申請書類は、支給決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。
内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。
受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。
また、申請書類は当法人に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから審査します（申請書類の到着順ではありません。）受付期限中でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。
締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。　ご提出いただいても受付できないことがありますので、ご提出の際には、不備・不足の無いよう十分お気をつけください。

本事業の支援金支給に関する提出書類及び実施状況報告調書

支給条件として、事業計画書及び当法人が指定する実施状況報告調書等をご提出いただく必要があります。
※申請時に必要な書類は、電子申請または郵送のうち、申請方法に応じた所定の方法によりご提出いただきます。
※支援後、不正申請や提出した事業計画に沿った活動が確認できなければ返還請求する場合がございます。

実施状況報告調書

本事業では、支援金の支給対象となる企業に対し、事業実施後における取組内容および成果を把握するため、「実施状況報告調書」の提出を義務付けています。
本調書は、事業実施後の取組状況、新規顧客との接点創出、販売機会の拡大、情報発信力の向上、Web・デジタルメディアの活用状況、マーケティング施策の成果、売上等の変化を記録・整理し、本事業の成果を客観的に検証するための重要資料となります。
提出された調書は、当法人が実施する審査および支援金額確定の参考資料として使用し、記載内容は今後の中小企業等に対する販路開拓支援の実証的データとして活用します。
なお、記入に際しては、認定支援パートナーの指導のもと、事業計画書および実績報告書との整合性を確保する必要があります。調書の様式および提出方法は、採択決定後に法人より指定します。

6. その他

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となる場合があります。また、支援事業終了後に、当法人または関係機関の検査員等による実地調査を実施することがあります。当該検査の結果、事業の趣旨に反する事項や不適切な申請等が認められた場合には、支援金の返還等を求める場合があります。

暴力団等排除に関する事項

支援対象事業者は、支援金の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当法人が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.支援対象事業者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律 第７７号）第２条第２号に規定する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当法人の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合

2.支援対象事業者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合

3.支援対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

4.支援対象事業者が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行し、施行前に生じた事項にも適用する。

一般社団法人 日本みらい推進機構

TEL. 03-4500-5376

(受付時間 平日 10時～18時まで)